




三 鷹 市 高齢者計画・第九期介護保険事業計画

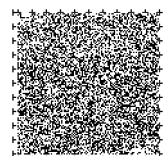
概要版



令和 6 年 3 月

三 鷹 市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



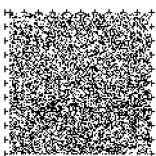
1 計画策定の背景と趣旨

三鷹市では、高齢者保健福祉・介護保険に関する施策を総合的に推進するため、高齢者施策と介護保険事業計画を一体的にまとめた「三鷹市高齢者計画・介護保険事業計画」を3年ごとに策定しています。令和2年度に策定した現行の第八期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度。以下「第八期計画」という。）では、「地域共生社会の実現」を基本目標に掲げ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度を見据え、医療・介護のサービスの不足も見込まれる中、地域で高齢者の生活を支えていく仕組みの深化・推進を目指しました。

三鷹市の高齢者人口の増加が見込まれる一方、近い将来には、生産年齢人口が減少に転じることも見込まれており、認知症や独居又は高齢者のみの世帯等に対する医療や介護の問題、更に介護サービスの利用や給付費の増加による費用負担、介護人財不足等の問題はこれまで以上に拡大していくと予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応や全国的に発生した様々な災害を教訓として、非常時でも、地域の見守りや支え合い、助け合いが継続されること、また、必要な介護サービスの提供が途切れることがないよう、関係機関や介護サービス事業者との連携強化が必要です。

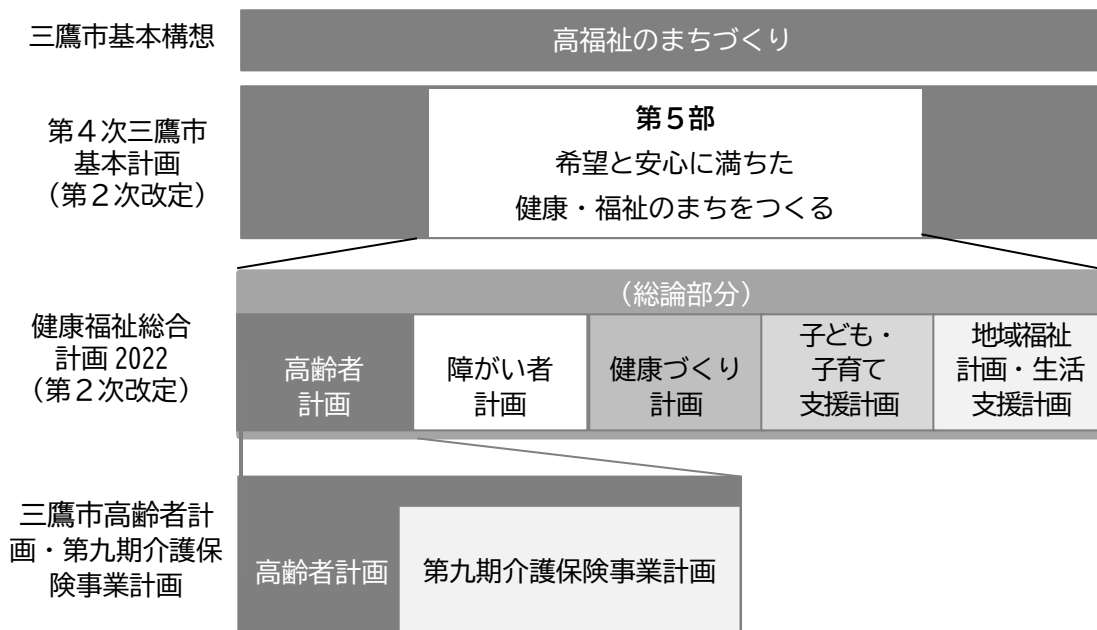
以上のような背景のもと、高齢者保健福祉・介護保険に関する施策を総合的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画」を策定します。国や東京都の動向を踏まえつつ、施策の実施状況や効果を検証したうえで、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年やその先を見据え、地域共生社会の実現を目指します。



2 計画の位置づけ

本計画は、三鷹市の高齢者に関する施策全般についての考え方及び施策の方向性を示すものです。その中で、介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」及び老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」を包含する内容として総合的に策定するものです。

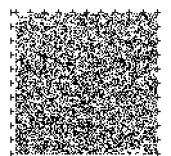
また、三鷹市の計画体系において、本計画は、「三鷹市基本構想」及び「第4次基本計画（第2次改定）」（令和元年度～令和5年度）を上位計画とする「三鷹市健康福祉総合計画2022（第2次改定）」（令和元年度～令和5年度）の高齢者部門の個別計画に位置づけられるものです。



3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

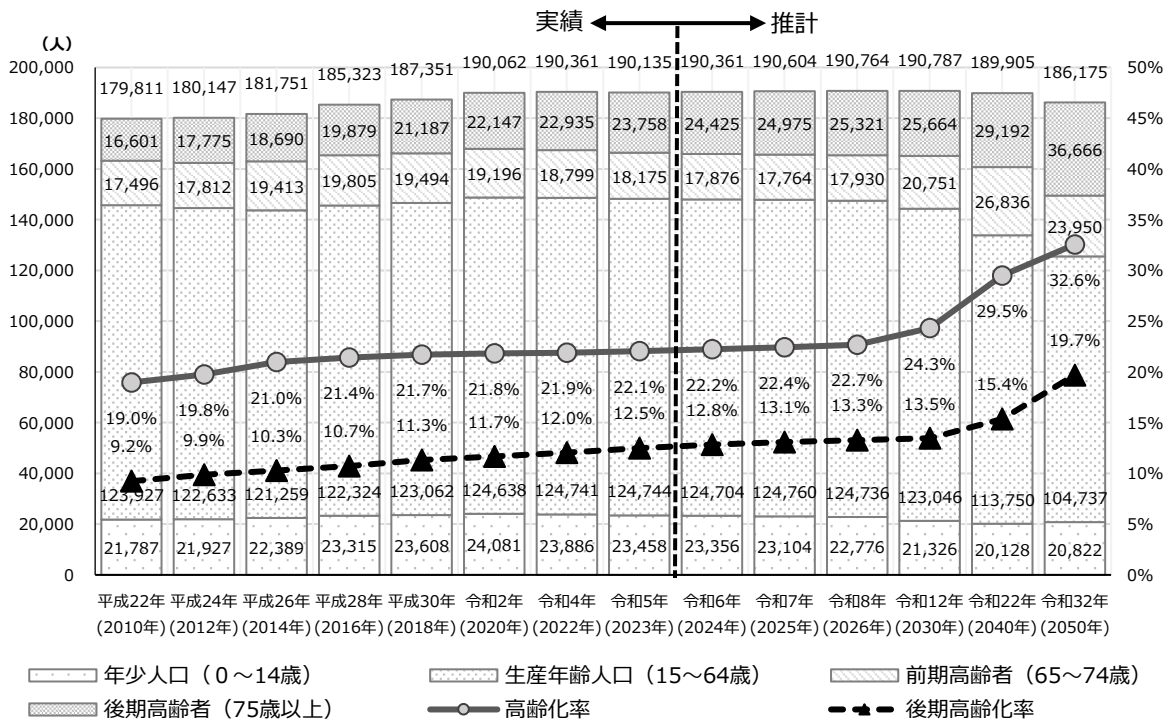
| | 平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和22年度 (2040年度) | 令和32年度 (2050年度) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 三鷹市 高齢者計画 | 前期計画 | | | | | | | | | | | 本計画 | | | |
| | (前期) | (中期) | | | | (後期) | | | | | | | | | |
| 三鷹市介護保険 事業計画 | 第五期 | 第六期 | | | 第七期 | | 第八期 | | 第九期 本計画 | | | | | | |



4 高齢者の現状と推計

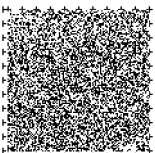
三鷹市の人口は、平成 22 年の 179,811 人から令和 5 年の 190,135 人へと増加しています。これに伴い、介護保険の被保険者である 40 歳以上の人口、65 歳以上の高齢者人口とも増加しており、令和 5 年の高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の高齢者数比率)は 22.1% となっています。平成 24 年以降は団塊世代(昭和 22~24 年生まれ)が 65 歳以上、更に団塊ジュニア世代(昭和 46~49 年生まれ)が 65 歳以上になる令和 22 年には高齢化率が 30%に迫り、また、75 歳以上になる令和 32 年には後期高齢化率が 20%に迫る値になると推計されます。

人口及び高齢化率の推移と推計



- ※ 高齢化率は、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合
- ※ 後期高齢化率は、75 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

資料：住民基本台帳等（各年 10 月 1 日）

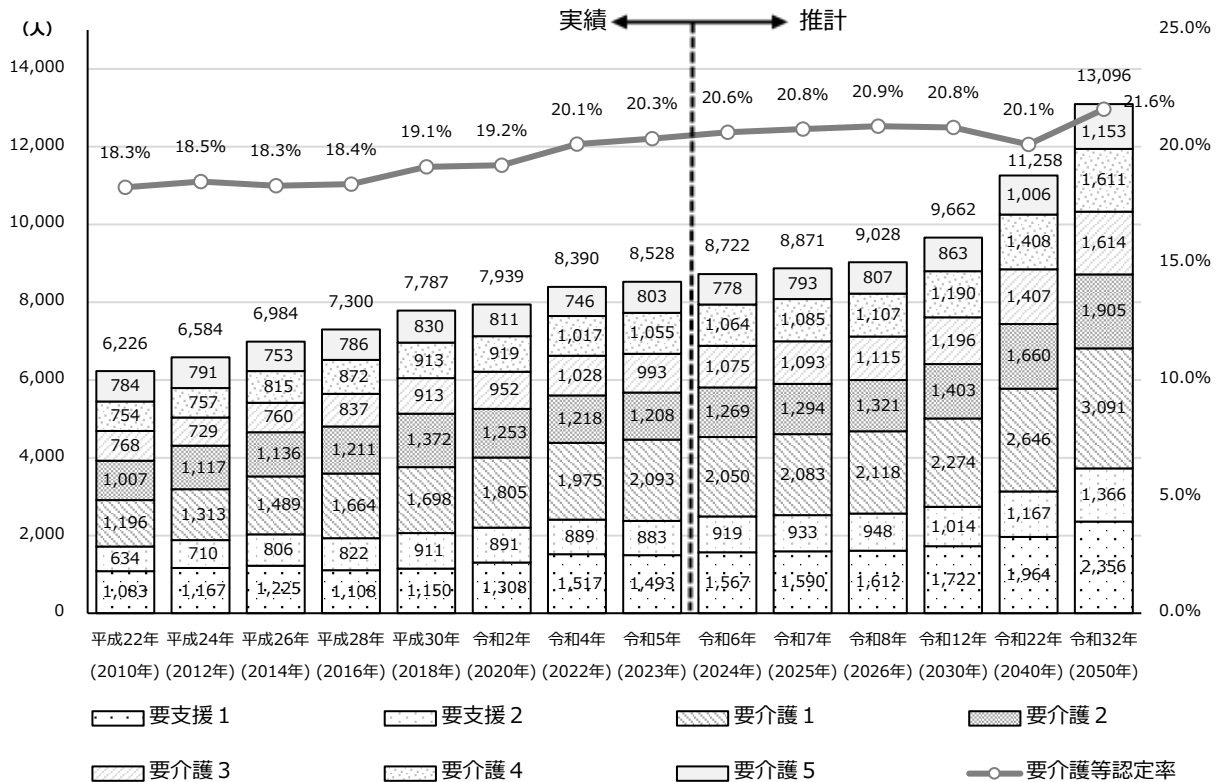


5 要介護（要支援）認定者の現状と推計

要介護（要支援）認定者総数は、平成22年9月末の6,226人から、令和5年9月末の8,528人（37.0%増）に増加しました。主に要支援1～要介護2の軽度者の増加によるものですが、令和4年には中重度者が大幅に増加しています。認定率は平成22年以降18%台半ばで横ばいに推移していましたが、令和4年には20%台に上昇しています。

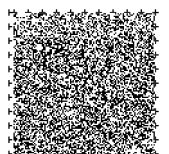
今後も高齢者の増加に伴い、認定者数は増加すると推計されます。

要介護（要支援）度別認定者数及び認定率



- ※ 第2号被保険者の認定者を含みます。
- ※ 認定率＝要介護（要支援）認定者数÷高齢者人口
- ※ 団塊ジュニア世代が75歳以上となる令和32年の推計も示しています。

資料：介護保険事業状況報告（各年9月分）

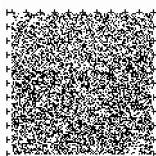


地域共生社会の実現

～高齢者一人ひとりが尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域で、
安心して年齢を重ねることができるよう、
地域の住民や多様な主体が参画し、
互いに支え合い、助け合い、頼り合えるまち～

今後、生産年齢人口の減少により更なる高齢化が進むことが見込まれる中で、高齢者一人ひとりが、健康であっても、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ、安心して、自分らしい生活を継続していくため、地域における支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムについて、包括的な支援体制の構築や医療と介護の連携強化などにより、より一層推進していきます。

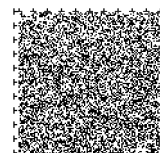
また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指します。



7 課題解決に向けた取組の考え方

本計画の基本目標である地域共生社会の実現に向けて、次の6つの基本方針を定めます。

- 基本方針1 支え合い、助け合い、頼り合える、互いに尊重し合える地域共生社会の実現
- 基本方針2 高齢者一人ひとりがいきいきと暮らせるための社会参加等の促進
- 基本方針3 健康で安心した日常生活を送るためのサービスや活動の充実
- 基本方針4 認知症が正しく理解され、認知症の人や家族が自分らしく安心して日常生活を営むことのできる地域文化の醸成
- 基本方針5 医療と介護が必要になっても安心して暮らし続けられる地域づくり
- 基本方針6 持続可能な介護保険制度の運営



基本方針1 支え合い、助け合い、頼り合える、互いに尊重し合える地域共生社会の実現

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」及び、支え合いの仕組みである「地域ケアネットワーク」の深化・推進を図ります。

また、地域の住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、支え合い、助け合い、頼り合える地域をともに創っていくための体制づくりを推進します。

→ 地域における高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターの機能の周知と充実を図ります。

基本方針2 高齢者一人ひとりがいきいきと暮らせるための社会参加等の促進

高齢者が培ってきた豊かな知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野において、就労や地域貢献、生きがい活動等、それぞれの希望に応じた多様な社会参加等の機会を確保するなど、一人ひとりがいきいきと暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

→ 関係機関と連携して、高齢者の知識や技能を生かした就業機会の拡充に努めます。

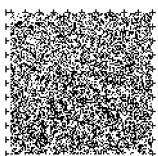
→ マッチング推進事業の充実を図り、高齢者の生きがい活動を支援します。

基本方針3 健康で安心した日常生活を送るためのサービスや活動の充実

高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービスにつなげるコーディネート機能の充実を図るとともに、医療専門職によるアドバイスを効果的に取り入れ、データを活用したPDCAサイクルに沿った介護予防の取組を推進します。

→ 三鷹市介護予防体操「(通称)うごこっと体操」の周知と介護予防教室の充実に努めます。

→ 「通いの場」への参加支援等により高齢者の孤立を予防し、地域とのつながり強化を図ります。



基本方針4 認知症が正しく理解され、認知症の人や家族が自分らしく安心して日常生活を営むことのできる地域文化の醸成

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく、尊厳と希望を持って暮らし続けられるよう、認知症の早期発見・早期対応のための体制強化や、認知症サポーター、ボランティア、地域住民による見守りネットワークの構築など、「認知症にやさしいまち三鷹」の取組を推進します。

- 認知症の早期発見・早期診断体制を整備し、関係機関との連携を図ります。
- 市民への普及啓発に取り組むほか、家族のための介護教室などを実施します。

基本方針5 医療と介護が必要になっても安心して暮らし続けられる地域づくり

医療と介護のサービスが効果的に提供されるよう、福祉 Labo どんぐり山で、最新のイノベーションと質の高い人財の育成を図り、医療と介護の提供体制を強化していきます。

また、引き続き関係機関等と連携し、多職種の協働による医療・介護の一体的な提供を推進します。

- 企業や大学との協働により、高齢者の在宅生活を支える最新技術の活用を推進します。
- 介護人財育成や市民向けの研修を行い、介護人財の裾野拡大に取り組みます。
- 在宅生活を希望する高齢者を支援するための三鷹市独自のサービスを提供します。

福祉 Labo どんぐり山

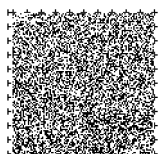
高齢者を取り巻く医療・介護のさまざまな課題を解決するために開設された「在宅医療・介護研究センター」「介護人財育成センター」「生活リハビリセンター」からなる施設。

基本方針6 持続可能な介護保険制度の運営

要介護認定者の増加に対応した必要なサービスが提供できるよう、介護サービス及びその基盤の充実に努めるとともに、介護保険制度が円滑に運営されるよう、介護・福祉ニーズの適切な把握、介護給付の適正化、介護サービスの質の向上等に取り組めます。

また、介護人財の確保に向け、働きやすい環境整備、介護職の魅力向上、介護現場の業務効率化による職員の負担軽減の支援等を推進します。

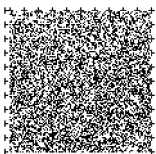
- サービスの充実及び支える人財の確保、介護支援専門員不足解消などに取り組めます。
- 事業者と連携を図りながら、介護人財の裾野を広げ、多様な介護人財の確保につなげます。
- 災害や感染症が発生した場合も、必要なサービスが継続できる体制を構築します。




8 計画の体系

【大項目】

【中項目】





【小項目】

①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進 ②介護・福祉ニーズの適切な把握

①関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

①地域における身近な相談体制の充実 ②地域共生社会に向けた包括的支援 ③地域の見守り体制の充実と発展

①高齢者の住まいの安定的な確保 ②日常生活や社会活動への参加を支援する環境整備

①高齢者の就業支援事業の推進、生きがい活動の支援・充実

①地域福祉の担い手としての活動支援

①早期からの健康づくり・介護予防の推進

①介護予防・生活支援サービスの充実 ②生活支援体制整備事業の推進

①地域の連携による認知症高齢者への支援 ②認知症の人本人とその家族への支援

①権利擁護センターみたかの運営の充実と成年後見制度の推進 ②高齢者虐待防止の充実

①企業・大学等との協働による先進的な技術・サービスの実装 ②これからの高齢社会に求められる人財の育成
③在宅生活の継続を支援するための市独自サービスの提供

①在宅医療・介護連携の体制の整備

①安心した在宅生活の支援 ②家族介護者への支援

①介護保険事業の円滑な運営

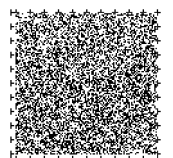
①在宅サービス基盤の充実 ②施設等サービス基盤の充実

①給付適正化の推進 ②要介護認定の公平性の確保 ③適正な保険料の設定

①第三者評価事業の推進と支援 ②介護サービス事業者に対する指導監査等 ③事業者情報の提供・公開の促進
④介護保険事業者連絡協議会との連携

①離職防止・定着促進支援 ②介護人材確保の支援 ③介護職の魅力向上支援 ④業務効率化の支援

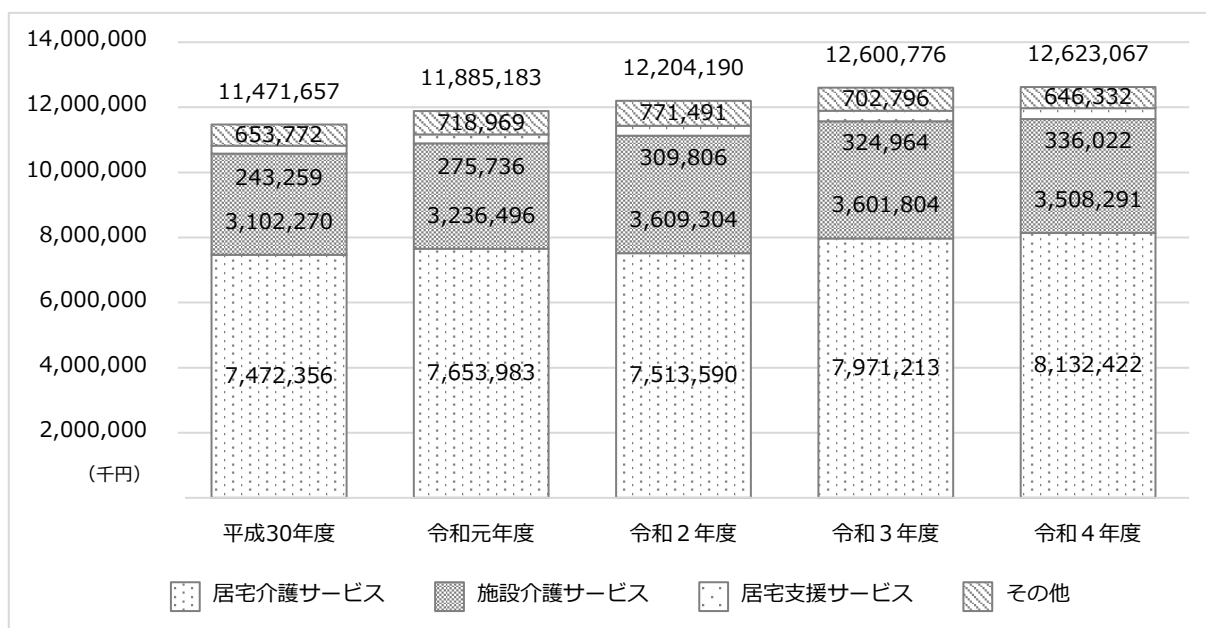
①災害・感染症への備えの充実 ②災害・感染症発生時の連携体制の整備



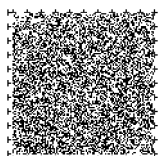
9 介護保険サービス給付費の推移

介護保険サービスの給付費は年々、増加傾向がみられますが、令和2年度については、通所系サービスの給付費が令和元年度よりも約10%減少したことから、居宅介護サービス費が減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられます。

介護保険サービス給付費



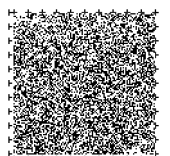
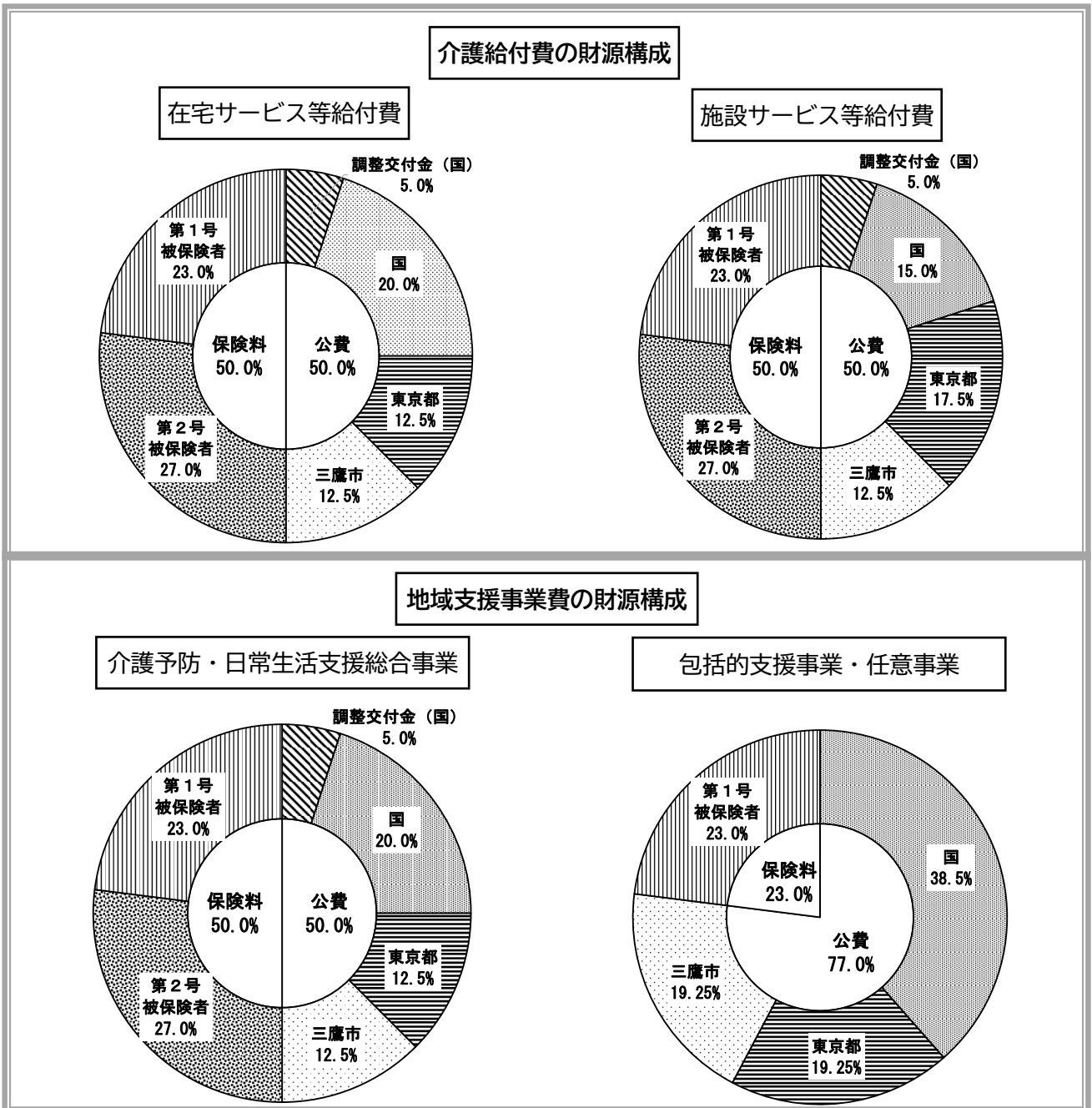
資料：介護保険事業状況報告



10 介護保険財源構成

介護保険事業は、市の一般会計とは別に介護保険事業特別会計で運営されており、財源は法令により、保険料 50%と公費 50%で構成されています（第九期（令和6年度～令和8年度）の介護給付費と地域支援事業費の財源構成の詳細な内訳は別表のとおりです。）。

第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の介護保険料の負担割合は、法令によって定められます。第九期の第1号被保険者の介護保険料の負担割合は「23%」となっており、第八期と変更ありません。



11 施設整備計画（各年10月1日時点）

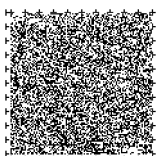
(1) 介護保険施設サービス

| サービス | | 年度 | 計画値 | | |
|-------------------------|-----|----|-------|-------|-------|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 施設数 | | 5施設 | 5施設 | 5施設 |
| | 定員数 | | 521人 | 521人 | 521人 |
| 介護老人保健施設 | 施設数 | | 4施設 | 4施設 | 4施設 |
| | 定員数 | | 371人 | 371人 | 371人 |
| 介護医療院 | 施設数 | | 1施設 | 1施設 | 1施設 |
| | 定員数 | | 129人 | 129人 | 129人 |

(2) 地域密着型サービス

| サービス | | 年度 | 計画値 | | |
|----------------------|-------|----|-------|-------|-------|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 小規模多機能型居宅介護 事業所 | 施設数 | | 3施設 | 3施設 | 3施設 |
| | 登録定員数 | | 78人 | 78人 | 78人 |
| | 通い定員数 | | 46人 | 46人 | 46人 |
| | 宿泊定員数 | | 19人 | 19人 | 19人 |
| 看護小規模多機能型居宅 介護事業所 | 施設数 | | 1施設 | 1施設 | 1施設 |
| | 登録定員数 | | 29人 | 29人 | 29人 |
| | 通い定員数 | | 15人 | 15人 | 15人 |
| | 宿泊定員数 | | 5人 | 5人 | 5人 |
| 認知症高齢者グループホ ーム※ | 施設数 | | 8施設 | 8施設 | 8施設 |
| | 定員数 | | 170人 | 170人 | 170人 |

※開設予定を令和8年度末として認知症高齢者グループホームの公募を実施予定



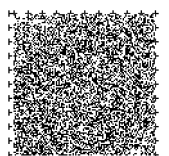
12 介護保険料基準額の設定

三鷹市の第九期介護保険料(令和6年度～令和8年度)の基準額は、月額6,300円です。低所得者への配慮をしつつ、より負担能力に応じた保険料設定とするため、所得段階の細分化を行い、19段階とします。

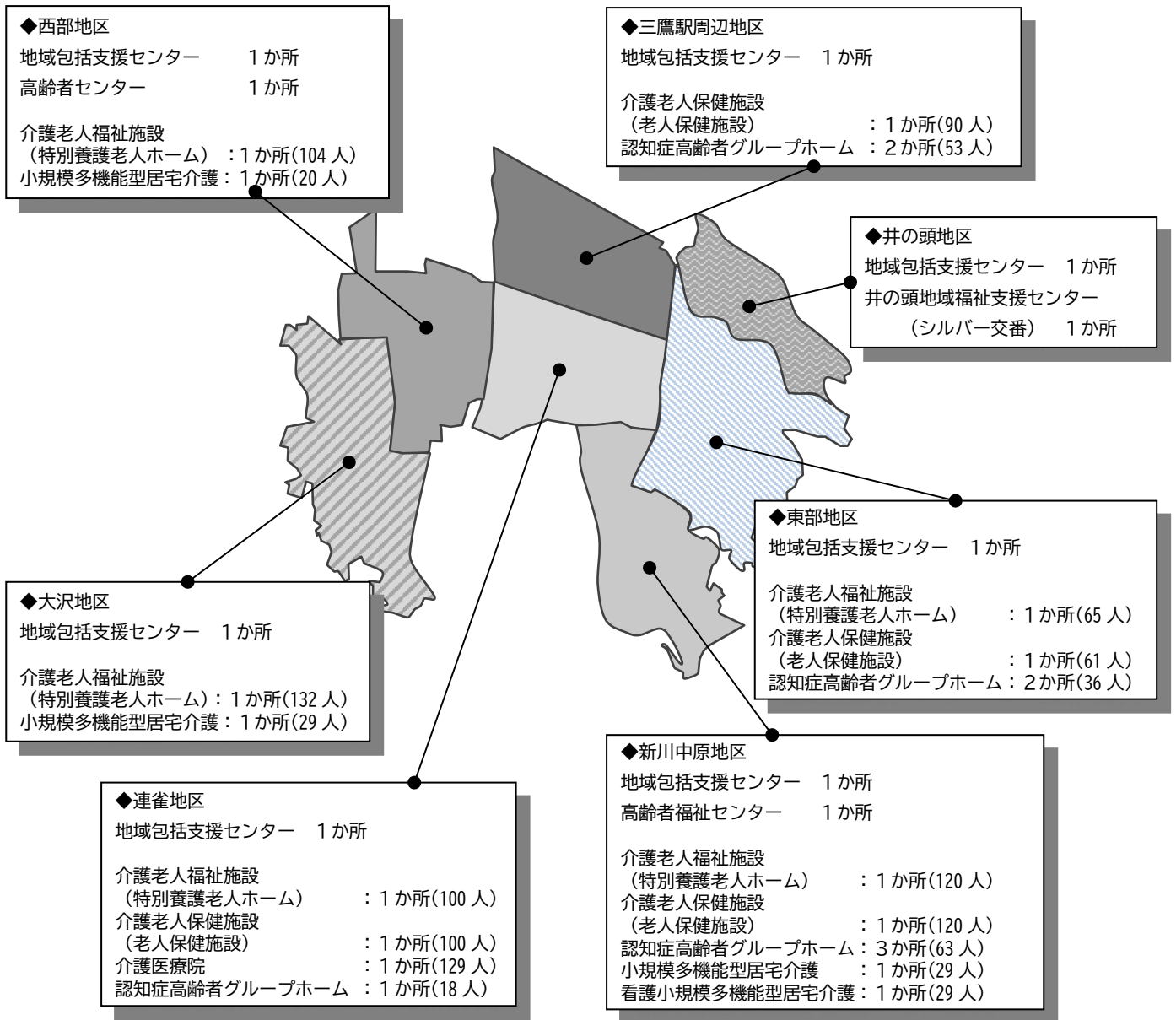
| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 年額保険料 |
|-------|---|-----------|----------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.270 | 20,400円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.381 | 28,800円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方 | 基準額×0.651 | 49,200円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.842 | 63,600円 |
| 第5段階 | 本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 | 基準額 | 75,600円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.135 | 85,800円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.270 | 96,000円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.461 | 110,400円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.699 | 128,400円 |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.905 | 144,000円 |
| 第11段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.096 | 158,400円 |
| 第12段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.310 | 174,600円 |
| 第13段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方 | 基準額×2.477 | 187,200円 |
| 第14段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方 | 基準額×2.826 | 213,600円 |
| 第15段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 | 基準額×3.112 | 235,200円 |
| 第16段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方 | 基準額×3.413 | 258,000円 |
| 第17段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方 | 基準額×3.596 | 271,800円 |
| 第18段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が3,000万円以上5,000万円未満の方 | 基準額×3.762 | 284,400円 |
| 第19段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が5,000万円以上の方 | 基準額×3.889 | 294,000円 |

※ 第1段階から第3段階までの年額保険料は公費投入による軽減後の額(公費軽減前は、第1段階が基準額×0.440で年額保険料33,200円、第2段階が基準額×0.581で年額保険料43,900円、第3段階が基準額×0.655で年額保険料49,500円)

※ 住民税非課税で年金収入がある場合の「合計所得金額」は、「公的年金等に係る雑所得」を差し引いた金額となります。



13 日常生活圏域ごとの相談窓口・サービス提供施設等



三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画 概要版

令和6年3月

編集・発行

三鷹市健康福祉部介護保険課・高齢者支援課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

☎0422-45-1151 (代表)

ホームページ <https://www.city.mitaka.lg.jp/>

